

高鍋町告示第40号

平成30年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年10月24日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成30年10月30日 (火)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○応招しなかった議員

平成30年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成30年10月30日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年10月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
[平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)]
日程第4 議案第69号 平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負契約について
日程第5 議案第70号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
[平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)]
日程第4 議案第69号 平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負契約について
日程第5 議案第70号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
-

出席議員(16名)

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 児玉 洋一君
教育長 …………… 川上 浩君 農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君
代表監査委員 ……… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 河野 辰己君
財政経営課長 ……… 徳永 恵子君 建設管理課長 ……… 恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長 …………… 横山 英二君
地域政策課長 ……… 渡部 忠士君 会計管理者兼会計課長 鳥井 和昭君
町民生活課長 ……… 山下 美穂君 健康保険課長 ……… 宮越 信義君
福祉課長 …………… 中里 祐二君 税務課長 …………… 杉 英樹君
上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君 教育総務課長 ……… 野中 康弘君
社会教育課長 ……… 稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成30年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。第1回臨時会の招集に伴い、去る10月25日10時より第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会事務局から日程説明など2名が参加して、議会運営委員会が開かれました。

提案されたのは、台風24号災害発生に伴いごみ処理及び公的な箇所の被害を受け、即対応できるよう、平成30年度一般会計補正予算の専決処分、平成30年度一般会計補正予算（第4号）、茂広毛平付・式本松線の道路改良工事に伴う契約案件が提案されます。

台風24号により、町内では道路を初め町民個人の損害、農業における被害など多種多様の被害が発生しているところです。

委員より、すばやい対応するのはよいが、被害実態の状況を議会と情報を共有し審査することが必要であることから、議会への資料提出をお願いしたところです。

臨時会の日程について、委員からは異論はなく、会期を本日1日とすることを委員全員の一致を見たことを御報告いたします。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番、山本隆俊議員、5 番、津曲牧子議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日 10 月 30 日の 1 日間にした
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 10 月 30 日の 1 日
間に決定いたしました。

日程第 3. 議案第 68 号

○議長（永友 良和） 日程第 3、議案第 68 号専決処分の承認を求めることについて（専
決第 3 号）〔平成 30 年度高鍋町一般会計補正予算（第 3 号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第 68 号（専決第 3 号）〔平成 30 年度高鍋町一般会計補正
予算（第 3 号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、9 月 30 日の台風 24 号の災害復旧に係る経費を補正するもので、
早急な対応を行う必要があることから、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 9,061 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ
ぞれ 135 億 4,192 万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、台風 24 号の災害復旧に要する諸経費で、財源
といたしましては、財政調整基金繰入金等でございます。

あわせて、地方債につきましては、単独災害復旧事業の変更を行うものでございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） それでは、議案第 68 号高鍋町一般会計補正予算（第
3 号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、平成 30 年 9 月 30 日の台風 24 号による災害復旧に要する経費を計上
したものでございます。

なお、今回の補正につきましては、迅速な復旧を最優先に計上させていただきました。

歳出から御説明を申し上げます。

科目名は、目及び節のみの読み上げとさせていただきます。なお、お手元に資料をお配

りをしておりますので、予算書とあわせて御確認ください。

それでは、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

災害救助費委託料につきましては、被災家屋の損壊度合いを判定するための委託料でございます。

扶助費は、床上浸水及び半壊家屋に対する支援金でございます。

じんかい処理費、役務費は、災害ごみの処理手数料でございます。

民生施設災害復旧費、需用費は、高齢者等多世代拠点施設の受電設備の修繕。役務費は、同施設の倒木と旧寿昌園の倉庫の撤去の手数料でございます。

衛生施設災害復旧費、需用費は、染ヶ岡の一般廃棄物最終処分場の管理棟のドアの修繕でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

農地災害復旧費、工事請負費は、檜谷、牛牧等の農地の災害復旧に係るものでございます。

農業用施設災害復旧費、需用費は、小並地区の農道の仮補修。工事請負費は、境谷地区、切原地区などの農地のり面の補修及び側溝の浚渫でございます。

住宅災害復旧費、役務費は、持田団地、正ヶ井手団地等の屋根のブルーシートの布設。

単独災害復旧費、工事請負費は、老瀬坂、羽根田坂等の道路等、約80カ所の応急復旧でございます。

公立学校施設災害復旧費につきましては、説明欄の細目ごとに御説明をさせていただきます。

小学校施設災害復旧費、需用費は、東小学校の渡り廊下、グラウンドの照明。西小学校の給食室前の屋根の修繕でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

役務費は、両校の樹木撤去手数料。使用料及び賃借料は、運動場整備の重機の借り上げ。工事請負費は、東小学校のフェンスブロック撤去及び設置。西小学校の倉庫の撤去及び設置。原材料費は、運動場補修のための砂利代でございます。

中学校施設災害復旧費、需用費は、東中学校のテニスコートフェンス、西側の門扉。西中学校の部室の壁、フェンス、武道場屋根等の修繕。役務費は、東中学校のビニールハウスと樹木の撤去。西中学校の樹木の撤去。工事請負費は、両校の倉庫の撤去及び設置に係るものでございます。

教育施設災害復旧費、需用費は、給食センターの玄関等の軒下の修繕。役務費は、西中学校校長住宅の倉庫の撤去でございます。

社会教育施設災害復旧費、需用費は、黒水家住宅のしっくい壁の修繕。中央公民館別館の防水。役務費は、中央公民館別館倉庫の屋根の撤去、持田古墳群14号墳倒木の撤去でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

総務施設災害復旧費、需用費は、庁舎駐輪場の屋根、モーターサイレンの断線の撤去でございます。

農村施設災害復旧費、需用費は、めいりんの湯の屋根瓦、空調、水漏れの修繕でございます。

予備費につきましては、今後、不測の事態に備えて、当初の予算額と同額の700万円に戻すものでございます。

戻りまして歳入の御説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

災害復旧費分担金は、被災した農地及び農業施設について、農地所有者及び一ツ瀬川土地改良区から徴収をさせていただくものでございます。

一段飛びまして、雑入につきましては、歳出で御説明いたしました、床上浸水及び半壊家屋に対する支援金で、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金から受け入れをさせていただくものでございます。

災害復旧債は、農業用施設の災害復旧に係る起債でございまして、充当率は65%でございます。

戻りまして財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正額の総額から、今まで申し上げました歳入の全額を差し引いたものを、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

最後になりますが、4ページ、5ページをお開きください。

地方債の補正についてでございますが、単独災害復旧事業の限度額の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

本来であれば常任委員会に付託される内容でございますので、今回、質疑につきましては、目、節に至るまで質疑を許可したいと思います。

なお、質疑につきましては明瞭簡潔にお願いいたします。

では、これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） まずお伺いしたいことは、台風24号が激甚災害を受けることができるのか。最終判断はどこであるのか。要望はしているのかをお伺いします。

また、特別交付税の前倒しなど、国、県の財政支援についてはどのような方向性であるのかお伺いします。

災害が大きかった割には金額的に少ないと思いますが、とりあえず基金からの繰り入れなどで災害対策を乗り切りたいとの状況のようです。災害全体の状況から考えて、あとの補正との絡みもあるでしょうが、どのようなところを重点的に対応したいとしているのか。

今、先ほど財政経営課長の説明がありましたけれども、この金額で対応できると判断されているのかお伺いします。

節の部分で、災害救助費、被害家屋判定についての基準及び罹災証明に関する調査範

困についてはどうなっているのでしょうか。

ごみ処理料は、災害のみでのトン数及びその対応についてはどうしてきたのかお伺いします。

公共施設の損壊については、今回の予算で修復可能でしょうか。民家では予算がないなどの声がありますので、配慮しながらでの復旧となることをお願いしたいと思いますが、その考え方はどうでしょうか。社会福祉施設や学校、社会教育施設などお伺いします。

農地災害復旧については、予算規模が少ないように考えますがどうでしょうか。この金額で復旧可能でしょうか。

また、今回の災害で考えるのは、業者の方が本当におられるのか。その際、見積りなのか、単価計算についてはどうなっているのかお伺いします。

農業被害などについてはどのようにお考えでしょうか。どこまでの支援策をお考えなのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） まず、総務課関係2点についてお答えをいたします。

まず1点目の激甚災害についてでございますが、激甚災害を受けるには法律により指定基準の定めがありまして、国が政令により指定することとなっております。

要望につきましては、災害復旧支援要望書を郡内の首長及びJA児湯、JA尾鈴組合長と合同で県に提出をしているところでございます。

続きまして、罹災証明に関してのお尋ねでございますが、罹災証明の発行につきましては総務課のほうを担当しております。

今回の台風24号を初め、これまで発行しております罹災証明につきましては、被災者が加入する保険請求用のものでありまして、人的被害、建物被害、動産被害などの被害状況について証明をするものでございます。

被害状況の確認につきましては、町職員による被害調査の結果や、申請者が居住します地区民生委員または行政事務連絡員の証明、罹災状況の写真、見積り等によって行っておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） それでは、財政経営課関連部分4点についてお答えをいたします。

まず、特別交付税の前倒しになどに関する御質疑でございますが、地方交付税法に激甚災害に指定された場合に、特例を設けて繰り上げ交付をすることが規定をされております。今回の台風の災害につきましては、現時点で繰り上げ交付をするという決定はなされていないところでございます。

国、県の財政措置の方向につきましては、現時点ではまだ示されておりませんので、今後の国、県の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、災害対策の重点的な対応と補正額に対する御質疑でございますが、専決第3号につきましては、迅速かつ円滑な災害復旧のため、復旧作業の妨げとなる土砂や倒木の撤去、損壊により危険性や2次災害の発生の恐れが高い施設の応急復旧、また、災害ごみの受け入れ処理や住家に著しい被害を受けた方に対する支援金など、ハード、ソフト両面から、緊急に予算措置が必要となった事業を優先して専決処分させていただいたものでございます。

なお、道路のインフラ整備の本格的な復旧経費につきましては、国、県の災害査定状況等も踏まえながら、今後の補正予算の中で編成をしていく考えでおります。

したがいまして、財源につきましては緊急を要する財政出動でございましたので、財政調整基金を充当させていただきました。

続きまして、公的施設の損壊についてでございますが、今回の補正は台風24号により被害を受けた施設のうち、早急に復旧しなければならなかった箇所の修繕等に要する経費を計上させていただいたところであり、今後の補正予算で対応する箇所もまだ残っている状況でございます。

また、住民の皆様の中には、自宅が被災したことなどによる経済的負担を強いられている方がいらっしゃることも承知はしておりますが、町といたしましては、公共施設が災害時の避難所として指定をされていることや、町民の皆様が生活を送る上で、公共インフラの安心安全が確保されている状態を保つことが重要であるという認識のもと、復旧に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、災害復旧に関わる業者についてでございますが、今回の台風24号においては、町内の業者をお願いをし迅速に対応をしていただいたところでございます。

事業費の積算についてでございますが、今回につきましては見積書を徴したもののほか、概算で積算をしたものもございます。災害発生時は迅速な復旧活動を要する場合もございますので、できるだけ正確な事業費の積算を念頭に置きながらも、人命や財産の保護を最優先に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 被害家屋の判定についてでございますが、こちらは平成25年に内閣府より出されております、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に調査の方法、それから判定方法が明示をされております。

そこで示されております住家の損害割合による被害認定基準の区分によりまして、被害の程度が判定をされるということになります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 台風に伴います災害ごみのトン数及びその対応についてでございます。

台風24号による災害ごみの受け入れにつきましては、役場南側駐車場の一部を使用し、10月2日から10月11日までの10日間のうち、9日間を行いました。なお、10月6日は台風25号の接近に伴い閉鎖をいたしております。

住民の皆様へは、行政事務連絡員を通じての連絡、お知らせたかなべへの掲載、町のホームページ、フェイスブック、またメールによる防災情報配信システムなどを活用して周知をいたしたところです。

なお、受け入れました災害ごみは、搬入車両台数が564台、ごみ量は約23トンでございました。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農地災害復旧費につきましては、1カ所の工事が13万円以上40万円未満のものを対象として、3カ所分を計上させていただきました。

この予算を使って事業を実施する場合には、農地所有者の方にも事業費の半分を御負担いただくこととなりますが、工事費が13万円以下の場合ですと、自己負担なしで多面的機能支払交付金を活用した被害箇所の補修等が可能になりますので、今回の場合は、ほとんどのケースがこの多面的機能支払交付金を活用するものと思われま

次に、農業被害についての考え及び支援策についてでございますが、今回の台風24号、25号による本町における農業関係の被害額は約8億5,000万円で、過去に類を見ない甚大なものとなっております。

10月22日には、児湯郡の首長及びJA児湯、JA尾鈴の組合長と一緒に県知事への支援要望活動を行ったところでございます。

今回の台風被害により生産現場は危機的な状況にあると認識しております。営農再開への対策といたしまして、国、県、JAさんと一緒に連携しまして、総合的な支援を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 大体、網羅したと思うんですけども、私はやっぱりちょっと一番考えていただきたいと思うのは、農業被害と農地の災害復旧について、私、予算規模が少ないんじゃないかなと思うんですね。やはり回って見ているとかなり大規模に崩壊しているところもあります。

そういうことを考えたときに、本当にこれできちんとした農地の復旧ができるのかということ考えたとき、先ほど多面的機能支払交付金のことを言われましたけれども、これは上限が多分40万円じゃなかったかなと思うんですけども、やはり40万円では、この10倍あっても恐らく普及できないだろうと思うようなところが何カ所かあります。

そういうことを考えたときには、やはり根本的な対応の仕方、復旧の仕方をどうするかということ、農地の所有者と同時にやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと

私は考えておりますが、どのようなお考えでしょうか。

また、先ほど8億5,000万円の被害が農作物にあるということをお答えになりましたけれども、木城町はもう早速、半分を上限に出すということを表示しておられます。

やはり高鍋町は、あちこち回って、私、今回聞いたのは、あの口蹄疫のときには畜産農家にはしっかりと補償を、もちろん国でしたことなんですけれども、国で行ったではないかと、なぜ私たちはあの時も農作物が出荷できずに大変困った状況があるにも関わらず、今回の被害についても天災だからやむなしという態度でおられるのか、お考えをお聞きしたいということをどこの地域でも言われました。

私は、だからこそ今度の質疑において、この農作物の被害について高鍋町が基本的にどのような考えを持っているのか。高鍋町としては何らの支援も行うつもりがないのか。国、県の方向性を見守って自分たちの意思表示はしないのか。そのところがやはり町民から待たれているところではないかなというふうに思います。

だから、できればやはり町長の英断を含めた形での、農家の皆さんはしっかりと待っておられることだろうと私は思うんですね。だからこの際、やはり予算をしっかりと確保していきながら、どうしていくのか方向性だけでも示していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） お答えしますけれども、今回、専決事項についての処分についての議案でございます。ということで、そこを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） まず、先ほどの農地、農業用施設等の復旧に係る予算が少ないのではないかと御質疑に対してですけれども、今回の補正3号と4号もちょっとあとで審議していただきますけれども、今回、計上しておりますのが、10月23日までに確認ができたものを、今回、補正予算として計上させていただいております。

それ以降も被害報告が上がってきておりますけれども、これらにつきましては、また12月補正で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、高鍋町独自の支援ということについてでございますけれども、農業生産者の不安を取り除き、生産意欲を損なわずに農業を継続していくための支援が必要だというふうに考えております。

先ほど議員も申されましたとおり、国の支援内容がまだはっきりしておりませんが、現在、政府の一時補正予算が審議されておりますけれども、これに今回の台風24号、25号の支援に関する予算は含まれておりません。年末に編成される2次補正予算に盛り込まれるということになっております。

また、JAさんも独自の支援を計画されているようです。それと、あと11月1日に県のほうで台風被害対策説明会が開催されまして、そこである程度、具体的な国、県の支援

内容がわかるのではないかというふうに考えております。

これらのこととあわせまして、近隣自治体の動向も参考にしながら、町独自の支援策について早急に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは専決ですので確かに副町長の答弁があったように、そして、また農業政策課長の答弁があったように、10月23日までにあったものを専決としましたという答弁がありましたけれども、私が聞きたいのは、やはり70号も含めた形の、私が申し上げているのは方向性をどう考えているのかということをお伺いしたいわけですよ。

今回の予算には確かに上がっておりませんが、方向性としてはこういうふうに話し合ってきているんだというところを、しっかりと町民の皆さんにお示しすることが、今、重要な時期ではないかなというふうに私は思うんですね。

だから、これから方向性を持ってどのように話し合っていくのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今後、JAあるいは国、県と打ち合せをして、総合的に判断しながら支援を判断していきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。17番、青木善明議員。

○17番（青木 善明君） 台風終了後に唐木戸霊園で町の行事がございましたときに、かなり交通どめがありまして、行き着くのに苦労したんですけれども、今回の専決の中には道路復旧が上がっていないように見えますので、交通どめはないという判断してよろしいですかね。（「どこかは書いていないけど、箇所は書いてあります」と呼ぶ者あり）路線的にはちょっとわからないんですけども、復旧はもうしておると。というのは、来週、町議会議員選挙もございますし、選挙カーも通るわけですから、そういう交通どめ等々が復旧するという見通しがあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 確かに台風24号が来て、多数のところは交通どめになっております。そのほとんどが倒木による交通どめです。

現在のところ、倒木処理もほとんど完了をしておりますが、完全に通行どめになっているのは、坂本・鬼ヶ久保線、坂本坂のみです。ほかのところは、一応、道路の被災しているところもありますが、看板の設置やロープの設置等で通れるようになっておりますので、現在、完全に通行どめは坂本坂のみとなっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第68号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕は、承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第69号

○議長（永友 良和） 次に、日程第4、議案第69号平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第69号平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第69号平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事請負契約について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、平成30年度茂広毛平付・式本松線道路改良工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字茂広毛平付、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億4,169万6,000円、契約の相手方は、高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役社長増田秀文でございます。

なお、この工事につきましては、平成30年10月10日に指名競争入札を行っております。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社尾鈴建設、九州建設工業株式会社、株式会社津房産業、パシフィック建設株式会社、株式会社増田工務店、株式会社ビズの6社でございました。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 上限価格設定によるメリット、デメリットは何とお考えでしょうか。この金額を設定することにより、業者が自前で設計単価をはじき出す行為、いわゆる計算能力が私は落ちると考えますがいかがでしょうか。

指名業者選定においては、基準が再三述べられていますが、高鍋町の中で経営審査を行える事務はどこにあるのか。落札率はどうでしょうか。

町内業者育成と言われてきましたけれども、それでは技術向上に関しての資格審査はどのように行われてきたのか。この契約に関してのみお答え願えればと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） まず、予定価格を設けることのメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、予算の範囲内で適切な事業を執行できるということが挙げられます。また、予定価格の公表は、職員に対する予定価格を探るなどの不正行為が防止されるということになります。

デメリットといたしましては、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりすることなどが指摘をされております。

次に、最低制限価格のメリット、デメリットについてでございますが、メリットにつきましては、低価格による入札の防止につながり、工事の品質確保が図られることが挙げられます。

デメリットにつきましては、特にないものというふうに認識をしております。

続きまして、予定価格の公表により計算能力が落ちるのではということについてでございますが、入札をする際に、業者自身が作成をしました工事費等の積算内訳書を提出をさせていただいておりますので、適切に積算をされていることを確認をしております。

続きまして、経営審査を行える事務はどこにあるのかという御質疑でございますが、経営事項審査につきましては、国土交通大臣または県知事が行うこととされておりますので、直接的に町が行う事務はございませんが、指名競争参加資格審査申請書に、この経営事項審査結果通知を添付をさせていただいているところでございます。

続きまして、落札率についてでございますが94.93%でございました。

この工事における技術力向上ということでございますが、技術力向上につきましては、積極的に研修等への参加を促すことはいたしておりませんが、そういった御相談があった場合は個別に対応させていただいているところでございまして、この契約につきましても同様でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第69号平成30年度茂広毛平付・忒本松線道路改良工事請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5. 議案第70号

○議長（永友 良和） 次に、日程第5、議案第70号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第70号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,043万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億1,235万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、台風24号で被災しました道路等の改修を行うための測量設計委託、MASUDAスタジアムのバックスクリーン改修工事等でございます。

財源といたしましては、財政調整基金繰入金等でございます。

あわせて、地方債につきまして単独災害復旧事業の変更を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、補正3号に引き続き、台風24号による災害復旧に係る経費を計上させていただきます。

歳出から御説明を申し上げます。

科目名は目及び節の読み上げのみとさせていただきます。なお、お手元に資料をお配りをしておりますので、予算書とあわせて御確認をください。

それでは、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

民生施設災害復旧費、需用費は、社会福祉協議会の車庫のシャッターの修繕でございます。

衛生施設災害復旧費、工事請負費は、光音寺墓地の土砂及び倒木の撤去工事でございます。

す。

農業用施設災害復旧費、工事請負費は、中尾地区、牛牧地区などの農業用施設ののり面の補修、排水路の浚渫でございます。

都市施設災害復旧費、役務費は、舞鶴公園等の樹木の撤去でございます。

住宅災害復旧費、需用費は、堀の内団地、水除団地等の雨漏りの修繕でございます。

単独災害復旧費、需用費は、被災した道路等の安全対策のための看板等の購入でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

委託料は、被災道路等の復旧工事を行う23カ所の測量設計委託でございます。

社会教育施設災害復旧費、需用費は、秋月墓地標柱作成。役務費は、同じく秋月墓地の倒木撤去。工事請負費は、黒水家住宅の門及び柵の修繕でございます。

体育施設災害復旧費、需用費は、MASUDAスタジアムの防球ネット、スコアボード等の修繕。工事請負費は、同じくMASUDAスタジアムのバックスクリーンの改修でございます。

商工施設災害復旧費、工事請負費は、駅前駐輪場の屋根の補修でございます。

戻りまして歳入の御説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

災害復旧費分担金は、被災した農業用施設について、一ツ瀬川土地改良区から徴収をさせていただくものでございます。

一段飛びまして、災害復旧債は、農業用施設の災害復旧に係る起債でございまして、充当率は65%です。

戻りまして財政調整基金繰入金は、今回の補正総額からこれらの歳入を差し引いた全額を、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

最後になりますが、4ページ、5ページをお開きください。

地方債の補正でございますが、単独災害復旧事業の限度額の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これも専決と同じく災害に対する予算と考えますが、優先順位としての考え方についてはどのような方向性なのでしょうか。

この中には建設されて日の浅い建物などは含まれているのかどうか確認したいと思いません。

農業用施設、都市施設、住宅災害、社会福祉施設、社会教育施設、体育施設、商工施設とは具体的にどのような被害内容か。この参考資料2を見ましたけれども、具体的な内容というのはちょっと記載されていないような気がします。

また、単独災害復旧について、先ほどの第3号の答弁の中で、1カ所開通していない箇

所があるだけだということをおっしゃいましたが、その問題についてもどのような内容で開通できないのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課関係部分についてお答えをいたします。

まず、優先順位としての考え方はということについてでございますが、補正予算第4号につきましても災害復旧に関するものでございますが、町営住宅の修繕や農業用施設の災害復旧工事など、専決第3号で応急対応したものに係る本格復旧に要する経費のほか、MASUDAスタジアムに関する災害復旧工事など、専決第3号以降に被害額が判明をしたもの、補助災害の災害査定に係る測量設計など、12月補正予算では間に合わない緊急かつ必要とする経費を計上させていただいたところでございます。

続きまして、日の浅い建物などは含まれていないのかという御質疑についてでございますが、過去5年以内に大規模改修を実施した町体育館でございますとか、新たに建設をされた庁舎別館などは含まれておりません。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業用施設につきましては、農業用水路ののり面崩壊が多発しております。土砂で埋まってしまい、しゅんせつを要するものも幾つかございます。農道のり面の損壊は2カ所ございました。また、単独災害復旧について、残っている箇所数についてでございますが、今回の補正に間に合わなかったものは5カ所ございます。今後さらにふえる可能性もあるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 具体的な被害内容についてですけれども、秋月墓地周辺におきましては、標柱の損壊、倒木。黒水家住宅につきましては、門とか木柵の破損。体育施設につきましては、MASUDAスタジアムが多いわけですが、防球ネット、これは強風によるものでして、ネットがとめ金とすれて破れたというものです。緩衝マットにつきましては、これは水没によるものですが、水を吸うことにより破損、それから、ホームランボールのほうが倒れてきて、それでフェンスを巻き込んだ被害、バックスクリーンですが、これはバックスクリーンの4割程度が破損しております。それから、スポーツトラクター、スコアボード等の故障。小丸河川敷運動広場におきましては、看板の破損がございました。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉施設関係のほうでは、社会福祉協議会が入っております福祉センターの敷地内に、2カ所車庫がございまして、そのシャッターの破損。それから、瓦が数枚の破損。老人福祉館別館の玄関扉のガラス破損がございました。瓦及びガラス損壊につきましては、既に補修済みでございまして、車庫のシャッターにつきましては、今

回の補正（４号）が可決された後に修繕を行いたいというふう考えております。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） まず、都市施設災害と住宅災害の内容でございますが、都市施設につきましては、舞鶴公園、中川原都市緑地、蚊口海浜公園、高鍋総合運動公園、田之上街区公園、城堀緑地、小丸河畔運動公園の倒木の処理でございます。住宅災害につきましては、堀の内団地、水除団地、正ヶ井手団地、持田団地の雨漏りの補修費でございます。

それから、坂本鬼ヶ久保線、通常坂本坂でございますが、その交通どめに関しましては、倒木等の処理は現在終わっております。ただ、斜面、のり面の崩壊が激しくて、また路肩の崩壊、坂本坂の上の段に鬼ヶ久保に行く道があるのですけれども、そのところに元の下地区の墓地がございますが、その北側のところから下の道路まで全て滑っております。そういうことから、倒木の処理は終了しましたが、通行されると二次災害の可能性が非常に高いということで、現段階では今後国の査定を受けまして、災害復旧工事が完了しないと多分開放できないというふうに判断しておりますので。当分の間は交通どめというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私は衛生費を言わなかったみたいです。光音寺墓地の土砂等の撤去工事、これは工事をされている方、また、そこにお墓のある方を含めて、どうなっているんだろうか、どうしていくのんだろうかと、どうするのんだろうかというのが一番疑問点で上がってきたのです。やっぱり丁寧に行わないと墓石を損ねる状況があるし、どのような状況になっているのかということが、私たちもある程度今の状況を知っていないと、また選挙もありますのでいろんな方からいろんなお話が聞かれるのです。きのうも近所の方が突然うちに来られたから私もびっくりして話を聞いたら、あそこの墓が壊れて、骨つぼが出ている状況ということがあるよと、ちゃんと中村さん見ちょっとというふうな話があったのです。だから、私もびっくりして工事現場だから行けないんですけどという話をしてお断りしたのですけれども。やはり町民の皆さんからそういうお話があると、きょうは臨時会がありますので、そこの中では聞いておきたいと思っておりますというふうに言った部分があったものですから、大変申しわけないのですがそのことについてお答え願いたいと思っております。

それから、私が気になるのは、坂本坂、倒木の処理が終わったけれど、話を聞いてみるとこれからもまた崩壊する危険性があるのではないかということと言われるのです。あそこの近くを見ていると、全面通行どめになっているにもかかわらず、あそこを外して行かれる方が数台いたんです。私は1人については引き返せという話をしたのですけれども、もし事故か何かがあったときに、あそこは移動できれば移動できるようになっているんで

す、正直な話。本当に通行どめにしていくのであれば、やはり完全にシャットアウトしておかないと、もし二次災害があった場合にとんでもないことになるのではないかと。通るなど言うちょっとしたのに、通るがというふうでは済まない。災害が起きてからでは遅いというふうに私は思いますので、あそこを通行どめにしていくのであれば、きちんとした通行どめとして誰も入れないような状況というのをしっかりと確保しておかないと。曖昧な形ですと、あそこを通られる方がおられるのではないかと私は思います。私は何台か見ましたので、申しわけないのですが、そこはお願いをしておきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 光音寺墓地の件でございますけれども、まず、場所のほうが藪崎の交差点から南に下っていったところの右手のほうになるのですけれども。坂の斜面のところになります。そちらに裏墓地といいますか、お墓がございます。今回の台風に伴いまして、上の斜面のほうから土砂が滑り落ちて流れてきていて、お墓が4つほど、土砂が上にかぶさっている状態。あと、倒木の枝などもかぶっている状態でございます。ここに関しましては、議員もおっしゃいましたけれども、お墓という特殊性もございます。場所的に恐らく重機等の搬入が難しいのではないかと、人力になるのではないかとという予測はしております。業者等が決まりましたら、そのあたりも十分注意するようという形で、協議等を進めながら作業のほうを進めたいと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 1点だけお伺いします。雨漏りの修繕が出ていますが、舞鶴団地はこれに入っていないのですか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 舞鶴団地のほうは入っておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第70号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成30年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員